

政策提言

【提言】

子どもの貧困対策について

平成28年12月16日

鹿児島県議会

はじめに

政策提言の検討や政策条例の対象事項の調査等を行うために設置している政策立案推進検討委員会から、「子どもの貧困対策」について提言すべきとの報告を受けました。

県議会として検討した結果、子どもの貧困は、当事者だけの問題ではなく社会全体に波及する課題であり、子どもの貧困対策に取り組むことは、県政においても重要な課題であると考えます。

ついでには、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがない社会の実現に向けて、知事におかれては、この提言の趣旨をお汲み取りいただき、積極的に取り組まれるよう県議会として強く要望します。

平成28年12月16日

鹿児島県議会

議長 池畑 憲一

子どもの貧困対策について

1 提言の背景

(1) 子どもの貧困を取り巻く現状

平成25年国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は過去最悪の16.3%で、約6人に1人の子どもが平均的な生活水準の半分以下で生活していることが分かった。中でも深刻なのは一人親世帯で、その貧困率は54.6%にも上る。

国民生活基礎調査とは算定方法が異なるものの、山形大学の戸室准教授が調査した都道府県別の子どもの貧困率において、本県は20.6%と全国で3番目、日本財団が調査した都道府県別の貧困状態にある子どもの割合は19.3%と全国で5番目となっており、いずれも高い数字を示している。

また、日本財団は「子どもの貧困の社会的損失推計レポート」において、子ども時代の経済格差が教育格差を生み、将来の所得格差につながるという想定のもと、子どもの貧困の現状を放置した場合、わずか1学年あたりでも経済的損失は約2.9兆円に達し、政府の財政負担は1.1兆円増加するという推計結果を発表しており、子どもの貧困は、当事者だけの問題ではなく、社会全体に波及する非常に重要な課題であるということを示している。

子どもの貧困に係る深刻な状況を受け、政府は、子どもの貧困対策の推進に関する法律を平成26年に施行し、同年8月には子供の貧困対策に関する大綱を策定。また、新3本の矢の一つである子育て支援において、子どもの貧困の問題に取り組むとした。

さらに、平成27年10月には、子供の未来応援国民運動が始動し、子供の未来応援基金を創設。平成28年に入り、子どもの貧困対策に関する超党派の議員連盟が発足するなど、子どもの貧困解消へ向けた動きが広がっている。

本県においても、平成28年3月に策定した「かごしま子ども未来プラン2015」に盛り込んだ「子どもの貧困対策計画」に基づき、教

育支援の充実，生活支援の充実，保護者に対する就労支援の充実，経済的支援の充実を施策目標に掲げ，ひとり親家庭の医療費助成事業や就労支援対策事業，生活困窮者自立支援事業などの施策に取り組んでいる。

このように子どもの貧困への関心が高まる中，民間主導による貧困対策や居場所提供などを目的とした子ども食堂の開設が急増しており，全国では300か所あまり，県内でも平成28年に入り，各地で次々と開設されるなど，活発な支援の動きがみられている。

(2) 子どもの貧困解消に向けた取組の方向性

ア 県民への意識啓発と助成制度等の周知徹底

鹿児島大学の齋藤准教授によると，現代の子どもの貧困の特徴は「相対的貧困であり，見えない貧困」であるという。

相対的貧困は，子どもの体格や服装などの外見から判断するのが難しく，また，恥ずかしさや親をかばう気持ちから，うそをついたり，声を上げることをためらう子どもが多いため，見えにくくなっているという。

したがって，周囲の人々が「見えない貧困」を「見つめる意識」を持つことが重要であり，県民の認識を高め，理解促進を図るため，本県の子どもの貧困に関する現状を広く周知し，啓発に努める必要がある。

併せて，経済的困難を抱える家庭や周囲の県民が，助成制度や県，市町村等の相談窓口など支援につながる情報を認識し，「見えない貧困」を掬い上げることができるよう，市町村と一体となって更なる周知に努める必要がある。

イ 子どもの貧困対策の推進

現在，県内においては，民間主導の取組が進み，子どもの貧困対策の機運が高まっている。この機運を後押しし，更に押し進めるために，県としても具体的でより効果的な対策を早急を実施する必要がある。

まずは，子どもたちが生きる力を蓄え，生活基盤を形づくる支えとするため，食えること，孤独に陥らないこと，必要な治療を受け

られることなどの生活支援が最優先である。

併せて、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう教育支援が重要である。平成26年に施行された子どもの貧困対策の推進に関する法律は、子どもの貧困対策について「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。」と基本理念に掲げている。

生まれ育った環境に左右されることのないよう教育や学習機会の格差を解消することにより、子どもたちのよりよい未来に向けた選択肢が増え、貧困からの脱却につながるものとする。

ウ 子どもの貧困解消に向けた環境体制の整備

県では、「子どもの貧困対策計画」に基づく支援のほか、子どもの生活等の実態を把握し、子育て支援に係る今後の施策に生かすため、今年度、かごしま子ども調査事業に取り組んでいる。子どもの貧困対策を展開する上で、その実態把握は必要不可欠である。この調査結果等をもとに、子どもに関する施設等の関係者や有識者を交え、子どもの貧困対策計画や数値目標の検証と見直しを行っていくことにより、子どもの貧困解消に向け、より確実な効果が上がっていくものとする。

また、福岡県子ども支援オフィスによると、家計相談が経済的困難の解消につながる入口であり、重要な支援策であるという。経済的な困り事を認識し、整理することで、現在の生活だけでなく、将来の見通しも立てられるようになり、貧困解消に向けた1歩へつながっていくことから、家計相談支援体制の更なる充実が望まれる。

以上、子どもの貧困対策の取組の方向性として、県民への意識啓発や助成制度等の周知、環境体制の整備のほか、生活・教育面における具体的でより効果的な対策を早急に推進する必要があるとの結論を得、次のとおり提言する。

2 提言

(1) 県民への意識啓発と助成制度等の周知徹底

ア 子どもの貧困は個々の家庭の問題ではなく、社会全体で取り組むべき非常に重要な課題であるということについて、県民の認識を高め、理解促進を図るため、本県の子どもの貧困に関する現状を周知し、啓発に努めること。

イ 就学援助制度などの助成制度や県、市町村等の相談窓口に関する情報が支援の必要な家庭に確実に届くよう、また、支援の必要な方々の周囲の県民にも認識されるよう市町村と一体となって更なる周知に努めること。

(2) 子どもの貧困対策の推進

ア 生活支援

(ア) 貧困家庭の子どもに対し飲食や居場所を提供する子ども食堂等の運営の円滑化、維持継続を図るため、必要な支援及び助言を行うこと。

(イ) 児童養護施設退所後の子どもたちが経済的困難を抱えることなく自立の道を進めるよう必要な支援を行うこと。

(ウ) 経済的理由により治療を中断したり、必要な受診を抑制することのないよう、子どもの医療費助成制度の現物給付等、医療費支援の充実を図ること。

(エ) 保護者が昼間労働等により家庭にいない放課後児童の居場所確保を図り、保護者の就労支援に資するため、貧困家庭の放課後児童クラブ利用に関し、実施主体の市町村に対し、必要な支援及び助言を行うこと。

イ 教育支援

(ア) 貧困による学力格差や学習意欲の低下が生じることのないよう貧困家庭に対する学習支援の充実を図るため、必要な支援及び助言を行うこと。

(イ) 市町村が実施する就学援助制度について、適切な支給時期への配慮及び支給額・支給対象の充実を図るよう必要な助言を行うこと。

(例)・新入学児童生徒学用品費の入学前支給
・修学旅行費の事前支給
・給食費の全額支給
・PTA会費、部活動費、生徒会費等、支給対象の拡大

(ウ) 公立高校より授業料が高額となる私立高校への進学を経済的理由から断念することのないよう私立高校の生徒に対する就学支援金制度等の対象者や支給額について、更なる支援の拡充に努めること。

(3) 子どもの貧困解消に向けた環境体制の整備

ア 鹿児島県子ども・子育て支援会議を活用して、「子どもの貧困」をテーマとした検討を重点的に継続して行い、その検討状況を基に、子どもの貧困対策計画の施策を、より効果的なものにしていくこと。

イ 経済的困難を解消する重要な支援策である家計相談支援体制の充実に努めること。

子どもの貧困率

平成25年度国民生活基礎調査の概況～抜粋～

平成24年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は122万円（名目値）となっており、「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯員の割合）は16.1%となっている。また、「子どもの貧困率」（17歳以下）は16.3%となっている。

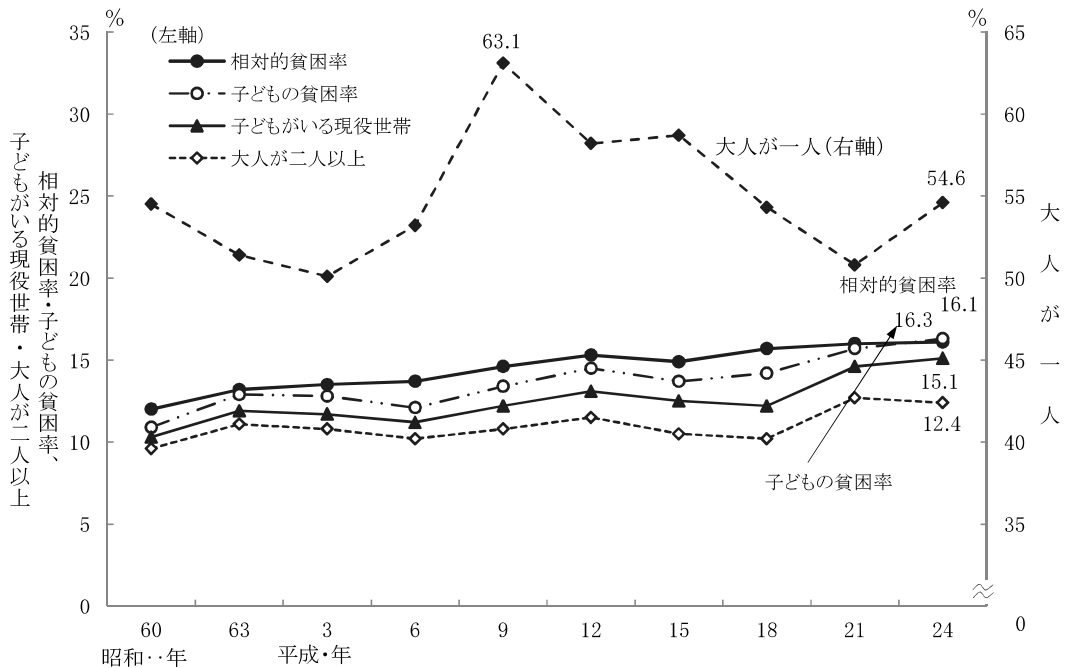
「子どもがいる現役世帯」（世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯）の世帯員についてみると、15.1%となっており、そのうち「大人が一人」の世帯員では54.6%、「大人が二人以上」の世帯員では12.4%となっている。（表12、図19）

表12 貧困率の年次推移

	昭和60年	63	平成3年	6	9	12	15	18	21	24
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.7	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.1	13.4	14.5	13.7	14.2	15.7	16.3
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.7	11.2	12.2	13.1	12.5	12.2	14.6	15.1
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.2	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6
大人が二人以上	9.6	11.1	10.8	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4
名目値	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
中央値 (a)	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244
貧困線 (a/2)	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122
実質値 (昭和60年基準)										
中央値 (b)	216	226	246	255	259	240	233	228	224	221
貧困線 (b/2)	108	113	123	127	130	120	116	114	112	111

- 注：1) 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 3) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 4) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。
 5) 名目値とはその年の等価可処分所得をいい、実質値とはそれを昭和60年（1985年）を基準とした消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合指数（平成22年基準））で調整したものである。

図19 貧困率の年次推移



- 注：1) 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 3) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 4) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

子どもの貧困率

山形大学人文学部 戸室准教授 調査結果

山形大学人文学部研究年報 第13号 (2016. 3) 33-53

表8 子どもの貧困率の格差

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
2012年	沖縄	大阪	鹿児島	福岡	北海道	宮崎	高知	青森	和歌山	京都	合計	2012年 /1992年
貧困世帯数	51,202	161,914	29,449	83,464	86,114	18,348	11,359	17,425	14,128	37,717	511,120	1.69
総世帯数	136,600	742,500	142,800	418,800	437,000	94,200	60,000	99,000	80,800	219,400	2,431,100	
貧困率	37.5%	21.8%	20.6%	19.9%	19.7%	19.5%	18.9%	17.6%	17.5%	17.2%	21.0%	
2007年	沖縄	高知	大阪	長崎	宮崎	京都	鹿児島	北海道	和歌山	青森	合計	
貧困世帯数	40,398	9,706	128,117	18,135	15,600	32,037	21,947	64,974	11,348	14,781	357,044	
総世帯数	131,800	57,900	784,100	111,800	96,700	209,900	148,000	441,900	82,400	107,800	2,172,300	
貧困率	30.7%	16.8%	16.3%	16.2%	16.1%	15.3%	14.8%	14.7%	13.8%	13.7%	16.4%	
2002年	沖縄	大阪	高知	京都	鹿児島	宮崎	兵庫	熊本	福岡	愛媛	合計	
貧困世帯数	43,103	152,650	10,138	34,788	23,620	15,297	77,578	22,687	63,055	18,138	461,052	
総世帯数	139,200	796,700	65,000	231,300	158,800	104,200	535,800	158,200	440,500	132,500	2,762,200	
貧困率	31.0%	19.2%	15.6%	15.0%	14.9%	14.7%	14.5%	14.3%	14.3%	13.7%	16.7%	
1997年	沖縄	京都	宮崎	高知	福岡	熊本	鹿児島	徳島	愛媛	大阪	合計	
貧困世帯数	36,445	24,015	11,889	6,730	46,395	16,449	16,963	6,483	12,442	68,538	246,349	
総世帯数	136,000	232,000	115,000	66,000	469,000	169,000	176,000	72,000	141,000	816,000	2,392,000	
貧困率	26.8%	10.4%	10.3%	10.2%	9.9%	9.7%	9.6%	9.0%	8.8%	8.4%	10.3%	
1992年	沖縄	鹿児島	宮崎	長崎	愛媛	大分	高知	青森	徳島	佐賀	合計	
貧困世帯数	39,544	27,305	14,504	17,153	15,405	11,891	7,109	13,420	7,482	7,374	161,187	
総世帯数	138,000	188,000	122,000	164,000	159,000	123,000	77,000	150,000	85,000	87,000	1,293,000	
貧困率	28.7%	14.5%	11.9%	10.5%	9.7%	9.7%	9.2%	8.9%	8.8%	8.5%	12.5%	
順位	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47		
2012年	群馬	石川	秋田	三重	岐阜	鳥取	滋賀	茨城	富山	福井	合計	2012年 /1992年
貧困世帯数	16,873	9,505	7,118	15,040	15,931	4,495	11,298	19,558	5,109	3,315	108,243	3.85
総世帯数	164,100	95,400	72,100	157,900	170,000	48,600	130,700	228,100	84,500	60,400	1,211,800	地域別格差
貧困率	10.3%	10.0%	9.9%	9.5%	9.4%	9.2%	8.6%	8.6%	6.0%	5.5%	8.9%	2.35
2007年	埼玉	静岡	千葉	新潟	長野	山形	石川	三重	富山	福井	合計	
貧困世帯数	43,858	22,220	33,480	12,228	10,773	4,917	5,579	7,311	3,943	3,029	147,337	
総世帯数	638,200	331,400	515,900	189,100	178,000	86,800	99,000	151,900	84,000	65,400	2,339,700	
貧困率	6.9%	6.7%	6.5%	6.5%	6.1%	5.7%	5.6%	4.8%	4.7%	4.6%	6.3%	2.61
2002年	長野	静岡	茨城	三重	新潟	千葉	石川	福井	山形	富山	合計	
貧困世帯数	13,291	23,254	16,841	10,294	12,370	33,859	5,568	3,630	4,898	4,234	128,240	
総世帯数	186,700	343,700	265,300	164,900	199,800	548,400	102,100	69,900	99,500	92,400	2,072,700	
貧困率	7.1%	6.8%	6.3%	6.2%	6.2%	6.2%	5.5%	5.2%	4.9%	4.6%	6.2%	2.70
1997年	新潟	岐阜	石川	滋賀	鳥取	長野	鳥取	富山	山形	福井	合計	
貧困世帯数	7,676	6,286	3,336	4,047	1,862	5,095	1,247	2,219	2,028	723	34,518	
総世帯数	228,000	191,000	109,000	133,000	66,000	201,000	55,000	101,000	107,000	75,000	1,264,000	
貧困率	3.4%	3.3%	3.1%	3.0%	2.8%	2.5%	2.3%	2.2%	1.9%	1.0%	2.7%	3.77
1992年	長野	香川	栃木	福井	岐阜	新潟	滋賀	山形	石川	富山	合計	
貧困世帯数	6,616	3,002	6,037	2,213	5,308	5,357	2,865	2,269	1,911	538	36,119	
総世帯数	221,000	103,000	209,000	81,000	214,000	248,000	137,000	116,000	121,000	106,000	1,556,000	
貧困率	3.0%	2.9%	2.9%	2.7%	2.5%	2.2%	2.1%	2.0%	1.6%	0.5%	2.3%	5.37

【山形大学戸室准教授調査による貧困率の計算方法】

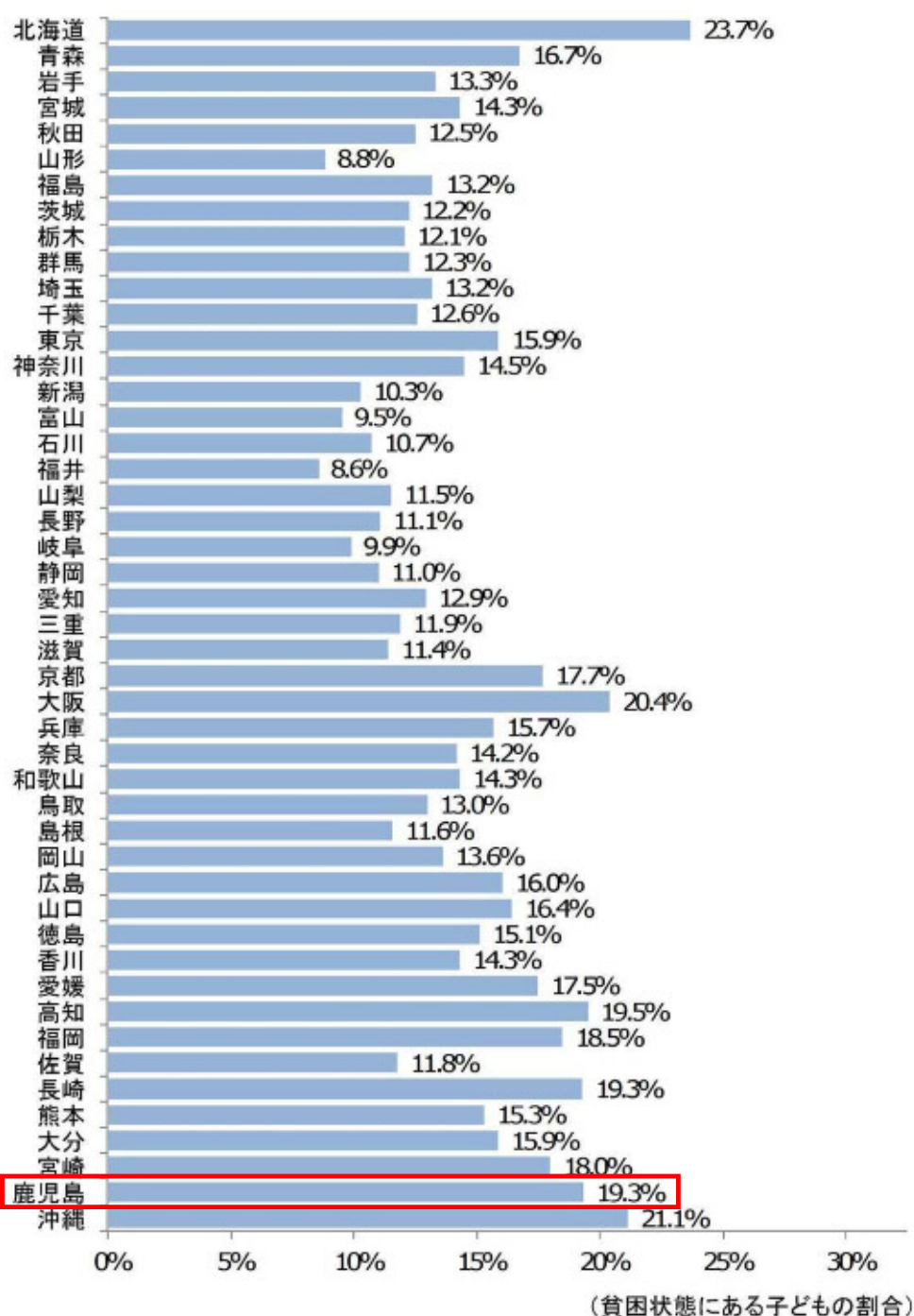
18歳未満の末子がいる世帯のうち、最低生活費以下の収入しか得ていない世帯の割合。
最低生活費は、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、一時扶助の合計。

子どもの貧困の社会的損失推計～都道府県別推計～レポート (2016年3月11日訂正版 日本財団)

1. 貧困状態にある子ども割合

貧困状態にある子どもの割合を示したものが図表 19 である。割合が最も高いのは北海道の 23.7% であり、次いで沖縄の 21.1%、大阪の 20.4%、高知の 19.5%、鹿児島島の 19.3% と続いている。一方、貧困状態にある子どもの割合が最も低いのは福井の 8.6% であり、次いで山形の 8.8%、富山の 9.5%、岐阜の 9.9%、新潟の 10.3%、石川の 10.7% と続いている。北陸や信越地方の貧困率が低くなっている。これらの地域は、新潟を除くと生活保護の割合が低くなっている。

図表 19 貧困状態にある子どもの割合



子どもの貧困の社会的損失推計レポート (2015年12月 日本財団)

現状シナリオと改善シナリオのそれぞれについて、社会的損失の推計結果の概要を整理したものが図表 45 である。所得と税・社会保障の純負担については、推計対象である貧困世帯に属する 18.0 万人が 64 歳になるまでに得る、もしくは支払う合計値が示されている。

所得についてみると、現状シナリオでは 22.6 兆円であるのに対して、改善シナリオでは 25.5 兆円となり、子どもの貧困を放置することによって生涯所得の合計が 2.9 兆円減少することが見込まれる。

税・社会保障の純負担については、現状シナリオでは 5.7 兆円であるのに対して、改善シナリオでは 6.8 兆円となり、子どもの貧困の放置によって 1.1 兆円の社会的損失が発生する。

図表 45 社会的損失の推計結果の概要

	所得	税・社会保障の 純負担
現状シナリオ	22.6 兆円	5.7 兆円
改善シナリオ	25.5 兆円	6.8 兆円
差分	-2.9 兆円	-1.1 兆円